

互助組合の福祉事業をご利用ください！

ご存知
ですか？

互助組合
(082) 228-1386

被扶養配偶者人間ドック助成

組合員の被扶養配偶者の方が、人間ドックを受診された場合に助成金を支給します。

【対象年齢】 令和5年度中に、満年齢 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳に達する方

【受診期間】 令和5年度内（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

【助成金】 健診費用（オプション検査料を除く。）のうち、**30,000 円を限度**として助成します。

ただし、受診にかかる基本料金が 30,000 円を超える人間ドックが対象です。

長期療養者見舞金

引き続き**3か月以上病休、療養又は休職された組合員に、10,000 円**を支給します。

※ 引き続きいた病休等の1期間中で1回支給します。（1会計年度1回を限度）

育児サポート事業

組合員及び組合員の配偶者（共済組合の被扶養者であることを要しない。）が出産された場合に、月間育児誌「赤ちゃんと！」を1年間（12冊）配付します。申請書の提出期限は、出産後6か月以内です。

※ これらの事業の請求書は、互助組合のホームページからダウンロードして使用してください。



【御利用はお早めに】 互助組合「旅行券」

互助組合
(082) 228-1386

平成16年度に発行された「旅行券」の有効期限が1年を切りました！

発行年度	有効期限
平成16年度	平成36年6月30日 (令和6年6月30日)

有効期限までに御利用ください。

取扱旅行会社は、互助組合のホームページで御案内しています。

